

小川会計通信

1994年11月1日創刊 第139号 2010年7月号

【発行】税理士法人 小川会計 〒950-0862 新潟市東区竹尾 2-20-20
TEL : 025-271-2212 FAX : 025-271-7378

中小企業子育て支援助成金が変更されました

中小企業子育て支援助成金は、平成18年4月から平成24年3月31日までの間に、企業で初めて育児休業者が出た場合に支給されるものですが、支給要件等が一部変更されました。

【事業主の主な要件】

- 常時雇用する従業員が100人以下である
- 平成18年4月1日以降、企業で初めて育児休業の利用者が出た
- 「一般事業主行動計画」を策定、提出等をしている
- 法要件を満たす育児・介護休業規程を整備している

【育児休業者の要件】

- 雇用保険の被保険者である
- 対象となる子の誕生日までに、1年以上の雇用保険被保険者期間がある
- 1歳までの子の為に6ヵ月以上育児休業を取得した(産後休業から引き続き育児休業する場合は産後休業も含める)
- 当該育児休業が終了後1年以上、雇用保険の被保険者として継続して雇用されたこと

【受給額】

1人目の育児休業者	100万円
2～5人目の育児休業者	80万円

二重線の箇所が変更部分です。この他にも改正事項、受給要件等があります。



賞与支払届の提出を忘れずに

賞与を支給したら、「賞与支払届」に社員ごとの賞与額を記入して支給日から5日以内に「総括表」と合わせて提出しなければなりません。

なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、総括表に「不支給」の旨を記入し届け出なければなりません。



また、資格喪失月に賞与が支払われた場合、保険料の対象とはなりません、賞与支払届の提出は必要です。

小川会計コラム 「革新を阻む先入観」

「トップや幹部社員が「うちの社員はどうも前向きじゃない・問題意識が低い・改善センスがない」などと心の中で嘆いているとしたら、それは先入観・偏見である可能性が高いと言えるでしょう。

先入観は一般に「人や物事に関する不確かで曖昧な情報から、憶測してネガティブに評価する決め付け」によって生ずるもので、誰もがよほど気を付けていないと、陥りやすい誤りです。

先入観が経営革新を邪魔する

経営革新を図る重要な局面で、このような先入観・偏見があると、社員のやる気や、改革手段の有効性について、トップの的確な状況判断を誤らせ、「社員が本当はやる気満々なのに、社内に何らかのネガティブな環境圧力が働いていて生かされていない。社員からせっかく役に立つ革新対策が提案されているのに、上司の先入観・偏見で眼が曇って採用されない。」といった残念な結果に陥り、経営革新が頓挫してしまいます。

社員の善性を生かす

経営革新を成功させる基本的な要件は、本来前向きな社員の力を生かすことにあります。

人は本来「誰かの役に立ちたい、良い行いをして感謝されたい」と言う善性をもつ一方、「できれば楽をして稼ぎたい」と言う弱性を併せ持っています。

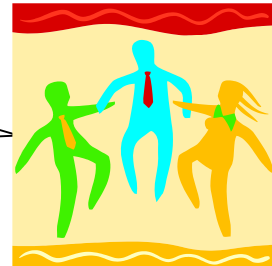
経営革新は、社員とその集まりである組織の善性を生かし、弱性を抑制することが基本になります。

トップの人間観で経営革新

したがってトップが社員の力を結集して経営革新を図るためには、改めてご自身や幹部の人間観を問い直し、次のようなポジティブな行動をとれば社員は挑戦意欲を高めて主体的に貢献してくれるでしょう。

社員の善性と力を信じ、経営革新への積極的参加を求め、その場をつくる。
社員に「問題の所在を“三現主義”で指摘し、改善具体策は具体的根拠を付けて提案する」
ように求める。
社員それぞれの基本的役割分担は決めるが、単独行動だけでなく、相互のコミュニケーションを活発にして、協力して成し遂げるように誘導する。

“善性”が“弱性”
を“打ち負かす！”



無料相続セミナーのご案内

「遺言書を残したいけど、どうしたらいいの？」 「相続の対策って何をするの？」
とお悩みの方、当セミナーの話を聞いてみませんか？
参加費は無料ですので、お気軽にお申し込み下さい。

日時 : 7月24日(土) 午後1時30分~午後5時 (受付 午後1時~)
場所 : NOCプラザ 103号室 (新潟市東区卸新町2丁目853-3)
参加費 : 無料
詳しくは当社担当者までお問い合わせ下さい。



~内容についてのご質問・ご相談はお気軽にどうぞ~

税理士法人 小川会計